

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案新旧対照表

(下線部分は改正部分、網掛け箇所は通達中の下線部分)

改 正 後	改 正 前
<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準</u> <u>「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号。以下「令和7年改正法」という。))により「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)が改正され、同法における下請事業者その他の用語が中小受託事業者等に改められるとともに、特定運送委託や従業員基準の追加、協議に応じない一方的な代金決定や手形による代金支払の禁止等が行われることとなる。</u> <u>令和7年改正法により措置された前述の事項を含め、改正後の「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「法」という。)の違反行為に関する具体的な解釈や考え方を明らかにするため、この運用基準を策定する。</u> 第1 運用に当たっての留意点 1 法の運用に当たっては、違反行為の未然防止が重要であることに鑑み、特に次のような点に留意する必要がある。 (1) [略] (2) [略] <u>なお、令和7年改正法により、協議に応じない一方的な代金決定が禁止されたことに留意する必要がある。</u> (3) [略]	<u>下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準</u> [新設] 第1 運用に当たっての留意点 1 法の運用に当たっては、違反行為の未然防止が重要であることに鑑み、特に次のような点に留意する必要がある。 (1) [略] (2) [略] [新設] (3) [略]

2 [略]

3 令和7年改正法により、違反行為をした委託事業者に加え、当該委託事業者が合併により消滅した場合にあっては合併後存続し又は合併により設立された法人、当該委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があった場合にあっては当該事業の全部又は一部を承継した法人、当該委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があった場合にあっては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者（以下「承継事業者」と総称する。）に対しても所要の措置をとるべきことを勧告できること、また、違反行為が現にある場合（中小受託事業者の利益侵害状態がある場合）のみならず、既になくなっている場合（中小受託事業者の利益侵害状態がなくなっている場合）においても委託事業者及び承継事業者に対して所要の措置をとるべきことを勧告することができることが規定されたことを踏まえ、これらの事業者についても対応を図ることとする。

第2 法の対象となる取引・事業者

法の対象となる取引は、「製造委託」（法第2条第1項）、「修理委託」（法第2条第2項）、「情報成果物作成委託」（法第2条第3項）、「役務提供委託」（法第2条第4項）及び「特定運送委託」（法第2条第5項）の5種類の委託取引であり、これらの対象取引を「製造委託等」と総称する（法第2条第6項）。

法の対象となる事業者は、規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）に該当する事業者であり、いずれかの基準の下でそれぞれの規模に係る要件を満たす事業者間で製造委託等が行われる場合

2 [略]

[新設]

第2 法の対象となる取引

法の対象となる取引は、第2条第1項から第4項に定める「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の4種類の委託取引である。

法第2条第7項に規定される一定の資本金要件に該当する法人事業者が、法第2条第8項に規定される一定の資本金要件に該当する法人事業者及び個人事業者に対し上記の委託をする場合、下請法上の「親事業者」として法が適用される。また、法第2条第8項に規定される一定の資本金要件に該当する法人事業者及び個人事業者

に、当該製造委託等をする事業者が「委託事業者」（法第2条第8項）として規制の対象となり、また、当該製造委託等を受ける事業者が「中小受託事業者」（法第2条第9項）として保護の対象となる。

なお、「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、その給付に係る仕様、内容等を指定して一定の行為を依頼することをいう。

1-1 製造委託

(1) 「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第1項）。

(2) [略]

(3) [略]

「物品」とは、有体物をいう。

[略]

「専らこれらの製造に用いる型」とは、目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のものをいい、「金型」は金属製の型、「木型」は木製の型をいい、「その他の

が、法第2条第7項に規定される一定の資本金要件に該当する法人事業者から上記の委託を受ける場合、下請法上の「下請事業者」として法が適用される。

なお、この法律で「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等の製造（加工を含む。）若しくは修理、情報成果物の作成又は役務の提供を依頼することをいう。

1 製造委託

(1) 「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第1項）。

(2) [略]

(3) [略]

「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。

[略]

「これらの製造に用いる金型」とは、「物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料」の製造を行うために使用する当該物品等の外形をかたどった金属製の物品をいう。

物品の成形用の型」には、金型や木型のほか、例えば、樹脂製の型がこれに該当する。

「専らこれらの製造に用いる特殊な工具」とは、汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のものをいい、「工作物保持具」はいわゆる治具をいう。

なお、「専らこれらの製造に用いる」型又は工具には、型又は工具の製造を委託した委託事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその型又は工具を用いて製造するよう委託する場合の型又は工具も含まれる。

(4) 製造委託には、次の4つの類型がある。

類型1-1 事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

(例)

[略]

類型1-2 事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

(例)

[略]

○ 部品製造業者が、製造を請け負う部品の製造に用いる鑄造用砂型の製造に用いる木型の製造を製造業者に委託すること。

なお、金型の製造を委託した親事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその金型を用いて製造するよう委託する場合の金型も含む。

(4) 製造委託には、次の4つの類型がある。

類型1-1 事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

(例)

[略]

類型1-2 事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

(例)

[略]

[新設]

類型1－3 [略]

類型1－4 事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者委託すること。

(例)

[略]

1－2～1－4 [略]

1－5 特定運送委託

(1) 「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者委託すること」をいう（法第2条第5項）。

(2) 「情報成果物が記載された物品」とは、広告用ポスター、設計図等をいい、「情報成果物が記録された物品」とは、会計ソフトのCD-ROM等をいい、「情報成果物が化体された物品」とは、建築模型、ペットボトルの形のデザインの試作品等をいう。

(3) 「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手

類型1－3 [略]

類型1－4 事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者委託すること。

(例)

[略]

2～4 [略]

[新設]

方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない。「当該相手方が指定する者」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方が当該取引の目的物等の物品を自己以外の者に受け取らせる場合の当該者をいい、例えば、取引の相手方との間で、目的物等の物品の保管を受託する者（倉庫業者）がこれに該当する。

「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。

(4) 特定運送委託の類型は次のとおりである。

類型5-1 事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

(例)

- 家具小売業者が、販売した家具を顧客に引き渡す場合に、その家具の運送を他の事業者に委託すること。

類型5-2 事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品の当該製造における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

(例)

- 精密機器メーカーが、製造を請け負い完成させた精密機器を顧客に引き渡す場合に、その精密機器の運送を他の事業者

に委託すること。

類型5-3 事業者が業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）

○ 自動車修理業者が、修理を請け負い完成させた自動車を顧客に引き渡す場合に、その自動車の運送を他の事業者に委託すること。

類型5-4 事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、又は化体された物品の当該作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）

○ 建築設計業者が、作成を請け負い完成させた建築模型を顧客に引き渡す場合に、その建築模型の運送を他の事業者に委託すること。

2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）

（1）法の対象となる取引当事者の資本金の額若しくは出資の総額の区分（資本金基準）又は常時使用する従業員の数の区分（従業員基準）は、取引の類型ごとに定められている（法第2条第8項及び第9項）。

[新設]

(2) 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

(3) 規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。

なお、例えば、2事業者が相互に委託取引を行っている場合には、資本金基準で委託事業者に該当する者が従業員基準で中小受託事業者に、資本金基準で中小受託事業者に該当する者が従業員基準で委託事業者に、それぞれ該当することがある。

第3 委託事業者の明示の義務

1 明示すべき事項

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」（令和7年公正取引委員会規則第●号。以下「明示規則」という。）で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容その他の事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

委託事業者は、原則として製造委託等をした都度、明示規則第1条第1項各号に掲げる事項（以下「明示事項」という。）の明示をする必要があるが、明示事項のうち、一定期間共通である事

第3 親事業者の書面交付の義務

1 3条書面の記載事項

(1) 3条書面に記載すべき事項は、「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則」（以下「3条規則」という。）第1条第1項に定められており、親事業者は、これらの事項について明確に記載しなければならない。

親事業者は、製造委託等をした都度、3条規則第1条第1項に定められた事項（以下「必要記載事項」という。）を3条書面に記載し、交付する必要があるが、必要記載事項のうち、一定期間

項（例：支払方法、検査期間等）がある場合に、あらかじめ当該事項を書面の交付又は電磁的方法による提供により明示したときは、その期間内においては製造委託等の都度明示することは要しない（明示規則第1条第3項）。この場合において、その都度明示の際に、「代金の支払方法等については○年○月○日付けで通知した文書によるものである」等を明示することにより、その都度の明示と共通事項の明示との関連性を明らかにする必要がある。

(2)・(3) [略]

2 明示の時期

(1)～(3) [略]

3 明示の方法

法第4条第1項の規定による明示は、明示事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

明示事項を記録した電磁的記録を電磁的方法により提供する場合は、次のいずれかの方法によるが、その方法は、明示事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機（コンピュータ、スマートフォン等）の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

ア 電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（明示規則第2条第1項第1号）

「電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達す

共通である事項（例：支払方法、検査期間等）について、あらかじめこれらの事項を明確に記載した書面により下請事業者に通知している場合には、これらの事項を製造委託等をする都度交付する書面に記載することは要しない。この場合、当該書面には、「下請代金の支払方法等については○年○月○日付けで通知した文書によるものである」等を記載することにより、当該書面と共通事項を記載した書面との関連性を明らかにする必要がある。

(2)・(3) [略]

2 3条書面の交付の時期

(1)～(3) [略]

3 電磁的方法による提供

親事業者は、法第3条第2項に基づき、3条書面の交付に代えて、電磁的方法により、委託内容、下請代金の額等の必要記載事項の提供を行うことが認められているが、この場合には、親事業者は下請事業者に対して、事前に、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。また、親事業者は、3条書面に代えて電磁的方法による場合には、下請事業者に不利益を与えないようにするため、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」（平成13年3月30日）を踏まえる必要がある。

るために用いられる電気通信を送信する方法」とは、電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワークサービス等のメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法をいう。

イ 電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法（明示規則第2条第1項第2号）

例えば、委託事業者が明示事項を記載した電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付することは、これに該当する。

4 中小受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応

委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として明示規則で定める場合には、必ずしも当該書面を交付する必要はない。そのような場合は、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合である。

ア 中小受託事業者から法第4条第1項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合。ただし、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該明示を受けた事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧することができない場合を除く（明示規則第4条第1号）。

イ 当該製造委託等について既に法第4条第1項又は第2項の規定に基づき書面の交付がされていた場合（明示規則第4条第2号）

[新設]

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、当該製造委託等に係る行為が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）第2条第5項に規定する業務委託事業者による同条第3項に規定する業務委託に該当する場合において、同法第3条第2項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合（同法第2条第1項に規定する特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合）に該当するとき。

〈明示における違反行為事例〉

①・② [略]
[削る]

③・④ [略]

第4 委託事業者の禁止行為

1 [略]

2 支払遅延

(1)～(4) [略]

(5) 製造委託等代金の支払について、「手形を交付すること」並びに「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、支払遅延に該当する。

「金銭及び手形以外の支払手段」には、例えば、一括決済方式

〈書面交付に係る違反行為事例〉

①・② [略]

③ 親事業者が下請事業者に対して、電子メールで発注することについて下請事業者の事前の承諾を得ることなく、書面の交付に代えて電子メールで発注する場合

④・⑤ [略]

第4 親事業者の禁止行為

1 [略]

2 支払遅延

(1)～(4) [略]

[新設]

（明示規則第1条第1項第5号に規定する債権譲渡担保方式又は同号に規定するファクタリング方式若しくは同号に規定する併存的債務引受方式をいう。）、電子記録債権（同項第6号に規定する電子記録債権をいう。）が該当する。

「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」とは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段をいう。例えば、①一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるもの、②一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるものがこれに該当する。

これらの支払手段のうち、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日以前に到来するものを使用することは認められるが、当該支払手段について満期日・決済日等までに支払不能等が生じ、中小受託事業者が当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることができないような場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当するため、委託事業者は、支払期日までに、当該製造委託等代金を支払う必要がある。他方、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭によ

る支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱う。

(6) 次のような場合は、製造委託等代金の支払遅延に当たる。

ア～カ [略]

キ 中小受託事業者に製造委託等代金を支払う際に、手形を交付したとき。

ク 中小受託事業者に製造委託等代金を支払う際に、法第3条第1項の規定により定められた支払期日又は同条第2項の支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を受け取ることができない一括決済方式又は電子記録債権を使用したとき。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

2-1～2-4 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

2-5～2-8 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

2-9～2-11 [略]

[削る]

(5) 次のような場合は、下請代金の支払遅延に当たる。

ア～カ [略]

キ 親事業者が手形を交付することによって下請代金を支払った場合に、割引を受けようとした下請事業者が金融機関において手形の割引を受けられないとき。

[新設]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

2-1～2-4 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

2-5～2-8 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

2-9～2-11 [略]

2-12 割引を受けられない手形の交付による支払遅延

親事業者は、生産設備等の洗浄作業を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対して、手形を交付することによって下請代金を支払っていたが、結果的に下請事業者が手形の割

引を受けられず現金化することができなかった。

[新設]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

2-12 支払日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延

委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者とあらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）がされていないにもかかわらず、製造委託等代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、中小受託事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

2-13 請求書が提出されないことを理由とした支払遅延

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、中小受託事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

〈その他の想定される違反行為事例〉

2-14 手形の交付による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

2-15 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が

到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

2-16 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

3 製造委託等代金の減額

- (1) 法第5条第1項第3号で禁止されている製造委託等代金の減額は、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」である。

製造委託等代金の額を「減ずること」には、委託事業者が中小受託事業者に対して、

ア・イ [略]

[削る]

ウ～オ [略]

カ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。

[削る]

3 下請代金の減額

- (1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額は、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、

ア・イ [略]

ウ 支払手段としてあらかじめ「手形支払」と定めているの下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。

エ～カ [略]

キ 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させ、下請代金から差し引くこと。

ク 下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させることを書面で合意している場合

キ [略]

等も含まれる。

[略]

- (2) 「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして製造委託等代金の額を減ずることが認められるのは、次のア及びイの場合に限られる。

ア 「1 受領拒否」 (2) にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、次の(ア)又は(イ)に該当するとき。

(ア) 当該理由があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒んだ場合（減ずる額は、その給付に係る製造委託等代金の額に限られる。）

(イ) 当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付を受領した場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と適合しないこと等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）。

イ 「4 返品」 (2) にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、次の(ア)又は(イ)に該当するとき。

(ア) 中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせた場合（減ずる額は、その給付に係る製造委託等代金の額に限られる。）

(イ) 中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付に係るものを引き取らせなかった場合に、委託内容に合致させるために

に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。

ケ [略]

等も含まれる。

[略]

- (2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして下請代金の額を減ずることが認められるのは、次のア及びイの場合に限られる。

ア 「1 受領拒否」 (2) 又は「4 返品」 (2) にいう下請事業者の責に帰すべき理由があるとして、下請事業者の給付の受領を拒んだ場合又は下請事業者の給付を受領した後その給付に係るものを引き取らせた場合（減ずる額は、その給付に係る下請代金の額に限られる。）

イ 「1 受領拒否」 (2) 又は「4 返品」 (2) にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして受領を拒むこと又は給付を受領した後その給付に係るものを引き取らせることができるのに、中小受託事業者の給付を受領し、又はこれを引き取らせなかった場合において、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをした場合又は委託内容と適合しないこと等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）

委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と適合しないこと等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなき（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

3-1～3-10 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

3-11～3-12 [略]

3-13 振込手数料を負担させることによる減額

委託事業者は、プログラムの作成等を中小受託事業者に委託しているところ、製造委託等代金の額から中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料相当額を差し引いた。

[削る]

3-14 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

3-15～3-19 [略]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

3-20 協力金等を理由とした減額

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

3-1～3-10 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

3-11～3-12 [略]

3-13 合意なく振込手数料を負担させることによる減額

親事業者は、プログラムの作成等を下請事業者に委託しているところ、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨書面で合意していないにもかかわらず、下請代金の額から振込手数料相当額を差し引いた。

3-14 実費を超える振込手数料を負担させることによる減額

親事業者は、船舶の設計図の作成を委託している下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨書面で合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金から差し引いた。

3-15 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

3-16～3-20 [略]

[新設]

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者に対し、「協力金」等として製造委託等代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を製造委託等代金から差し引いた。

3—21 1円以上の切捨てによる減額

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、製造委託等代金の支払時に1,000円未満の端数を切り捨てて支払うことにより、製造委託等代金の額を減じた。

4 [略]

5 買ったたき

(1)・(2) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

5-1～5-9 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

5-10～5-13 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

5-14～5-17 [略]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

5-18 製造委託等代金を据え置くことによる買ったたき

4 [略]

5 買ったたき

(1)・(2) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

5-1～5-9 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

5-10～5-13 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

5-14～5-17 [略]

[新設]

委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、燃料価格の高騰や労務費の上昇が明らかな状況において、中小受託事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の特価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

5-19 その他の買いたたき

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を中小受託事業者に送付し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の特価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

6 購入・利用強制

(1)・(2) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

6-1~6-3 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

6-4・6-5 [略]

6 購入・利用強制

(1)・(2) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

6-1~6-3 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

6-4・6-5 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

6-6～6-8 [略]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

6-9 自社商品の購入強制

委託事業者は、自社の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対して、発注担当者を通じて、中小受託事業者が必要としていないにもかかわらず、自社商品の購入を要請し、当該商品を購入させた。

6-10 自社が指定する役務の利用強制

委託事業者は、自社の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、子会社が取り扱う保険への加入を度々要請し、中小受託事業者は既に別の保険に加入しているため、断りたい事情があるにもかかわらず、委託事業者の薦める保険に加入させた。

7 不当な経済上の利益の提供要請

(1)～(3) [略]

(4) 部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等）を支払わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、法第5条第2項第2号に該当する。
なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、

〈役務提供委託における違反行為事例〉

6-6～6-8 [略]

[新設]

7 不当な経済上の利益の提供要請

(1)～(3) [略]

[新設]

中小受託事業者が所有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）も同様である。

(5) [略]

(6) 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

7-1～7-4 [略]

7-5 型・治具の無償保管要請

(1)・(2) [略]

(3) 委託事業者は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が所有する金型・治具の廃棄には委託事業者の承認を要することとした上で、当該機械部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者は無償で金型・治具を保管させた。

7-6 受領拒否に伴う商品の無償保管要請

委託事業者は、食品用包装資材等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した食品用包装資材等を受け取らず、その期日以降、別途納入を指示するまでの間、中小受託事業者に対し、無償で当該食品用包装資材等を保管させた。（この場合、当該食品用包装資材等の受領拒否についても法に違反する。）

(4) [略]

[新設]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

7-1～7-4 [略]

7-5 型・治具の無償保管要請

(1)・(2) [略]

[新設]

[新設]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-7～7-10 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

7-11・7-12 [略]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

7-13 従業員の派遣要請

委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を委託している中
小受託事業者に対し、自身の事業所の構内での事故防止のため
として、荷役作業や車両移動時の立会のために従業員を派遣さ
せた。

7-14 労務の提供要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中
小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。

7-15 関税・消費税の立替え要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中
小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託
するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託
事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなか
った。

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

(1)～(5) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-6～7-9 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

7-10・7-11 [略]

[新設]

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

(1)～(5) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

8-1~8-4 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

8-5~8-7 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

8-8~8-10 [略]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

8-11 取引先の都合を理由とした発注取消し

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に、発注元からの発注が取り消されたことを理由として運送の発注を取り消したが、そのような突然の発注取消しに伴い中小受託事業者が負担した費用を支払わなかった。

8-12 取引先の都合を理由とした発注内容の変更

(1) 委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者が指定された時刻に貨物の積み込み場所へ到着したものの、自社の都合により中小受託事業者に対し長時間の待機をさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

(2) 委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、自社の都合により貨物の到着日時を当初の予定より遅く変更し、中小受託事業者に対し長期にわたって商品を保管させたにもかかわらず、保管について必要な費用を負担しなかった。

8-1~8-4 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

8-5~8-7 [略]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

8-8~8-10 [略]

[新設]

9 協議に応じない一方的な代金決定

[新設]

(1) 協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

(2) 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。

(3) 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認め

られる場合をいう。

- (4) 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

なお、中小受託事業者の求めた事項が製造委託等代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、そのような事項は、中小受託事業者の自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために資する事項とは言えず、当該事項に応じなくとも、問題にはならない。

- (5) 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。

なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。

- (6) 多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入

れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められた場合などは、一方的な代金決定によっても、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。

(7) 中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。

ア 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。

イ 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

ウ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。

エ 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

〈想定される違反行為事例〉

9-1 拒否等により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者が、量産期間が終了し、補給品として僅かに

発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価が適用された場合

9-2 詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など。以下同じ。）に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を製造委託等代金の額と定めた場合

9-3 中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例

(1) 中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を製造委託等代金の額と定めた場合

(2) 中小受託事業者が委託事業者による原価低減要請に関し、その理由に関する説明を求めたのに対し、要請に応じない場合には取

<u>引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に理由 の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の代金の額から引 き下げた額を製造委託等代金の額と定めた場合</u>	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

※ なお、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」による用語の改正に伴い、本通達においても用語の変更等の必要の改定を行います。